

寫

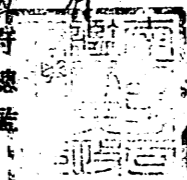
海軍省南方政務部長殿

民政部機密第二五號

昭和十八年二月二十三日

南西方面艦隊 民政部長官 殿

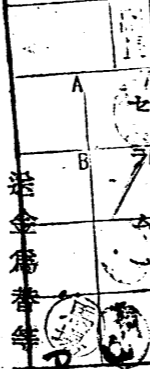
一月二十三日送付



南方政務部 18.2.23 接受

部長

南西方面政務部



送金爲替等取締令施行ノ件通牒

標記ノ件ニ關シ客年十二月二日附民政部機密第三〇八號ヲ以テ中央ニ協議中ナル旨通知致置候處今般原案通り決定ヲ見タルニ付來ル二月一日ヨリ別紙民政部令第九號ヲ以テ之ヲ施行ス

(別紙添)

- 一 送金爲替等取締令
- 二 送金爲替等取締令ニ依ル許可申請書ノ處理手續及許可方針ノ件

(終)

寫送付先

- 海軍省 經理局長
- 海軍省 南方政務部長
- 南西方面艦隊 參謀長
- 第百二海軍 經理部長
- 同 マカッサル 支部長
- 同 ハリタハバン 支部長
- 同 セレバース 民政部メナド 支部長
- 同 ガルネオ 民政部バリツクハバン 支部長
- 同 タラカン 支部長
- 同 サマリタ 支部長
- 同 ボンチアタク 支部長
- 同 セラム 民政部シンガラジョイ 支部長

別紙一

民政府令第九號

送金爲替等取締令

第一條 本令施行地（南西方面艦隊民政府管轄地域ヲ謂フ以下同シ）外ノ地ヘ送金ヲ爲シ又ハ本令施行地外ノ地ニ仕向ケタル信用狀ヲ發行若ハ取得セントスル者ハ所轄民政部長官ノ許可ヲ受クヘシ但シ左ニ掲クル場合ハ此ノ限ニ在ラス

一、軍人、軍屬方軍ヨリ支給ヲ受ケタル俸給、旅費其ノ他ノ給與ヲ本邦ヘ送付又ハ携帶スル爲必要ナルトキ

二、軍人、軍屬以外ノ者カ一ヶ月二百盾相當額以下ノ金額ヲ本邦ヘ送金又ハ携帶スル爲必要ナルトキ

三、官廳ノ爲ストキ

第二條 本邦通貨、軍票又ハ外國通貨ヲ本令施行地外ノ地ニ送付又ハ携帶セントスル者ハ所轄民政部長官ノ許可ヲ受クヘシ但シ左ニ掲ク

ル場合ハ此ノ限ニ在ラス

一、軍人、軍屬カ軍ヨリ支給ヲ受ケタル俸給、旅費其ノ他ノ給與ヲ携帶スルトキ

二、軍人、軍屬以外ノ者カ旅費ニ充ツル爲二百盾相當額以下ノ外貨軍票ヲ携帶スルトキ

三、官廳ノ爲ストキ

第三條 銀行カ本令施行地外ノ地ヨリ仕向ケラレタル送金爲替ノ支拂又ハ信用狀ニ基ク爲替ノ買入ヲ爲サントスルトキハ所轄民政部長官ノ許可ヲ受クヘシ但シ本邦ニ於テ外國爲替管理法ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第四條 本令施行地外ノ地ヨリ本邦通貨、軍票又ハ外國通貨ヲ搬入セントスル者ハ所轄民政部長官ノ許可ヲ受クヘシ但シ左ニ掲クル場合ハ此ノ限ニ在ラス

一、軍人、軍屬カ軍ヨリ支給ヲ受ケタル俸給、旅費其ノ他ノ給與ヲ

極秘

別紙二

送金爲替等取締令ニ依ル許可申請書ノ  
處理手續及許可方針ノ件

携帯スルトキ

二、軍人、軍屬以外ノ者カ旅費ニ充ツル爲二百盾相當額以下ノ外貨  
軍票ヲ携帯スルトキ

三、官廳ノ爲ストキ

第五條 前各條ノ規定ニ違反シタル者ハ三年以下ノ監禁又ハ一萬盾以  
下ノ罰金ニ處ス但シ當該取引又ハ行爲ノ目的爲ノ價格ノ三倍カ一萬  
盾ヲ超ユルトキハ罰金ハ當該價格ノ三倍トス

附 則

本令ハ昭和十八年二月一日ヨリ施行ス

送金爲替等取締令ニ依ル許可申請書ノ  
處理手續及許可方針等

第一 許可申請書ノ處理手續

- 一、申請書ノ様式ハ別途民政府ニ於テ定ムルモノトシ正副二通ヲ提出セシムルコト
- 二、管分ノ閣民政部ノ外交部ニ於テモ許可事務ヲ取扱フコト但シ重要ナル事項ニ付テハ所轄民政部長官ノ指示ヲ受クルコト
- 三、審査ノ結果許可スヘキモノト認メタルトキハ申請書正本ノ末尾ニ許可ノ旨ヲ記載シ民政部長官（又ハ支部長）ノ印ヲ押捺シテ下附スルコト
- 四、審査ノ結果許可スヘカラサルモノト認メタルトキハ申請書正本ノ末尾ニ不許可ノ旨ヲ記載シ民政部長官（又ハ支部長）ノ印ヲ押捺シテ返付スルコト
- 五、處理済申請書ノ副本ハ正本ト同一ノ記載ヲ爲シ許可證（又ハ不許可通知書）寫トシテ保存スルコト

六、送金許可證ニハ送金ノ際銀行ヘ呈示シ其ノ裏書ヲ受クヘキ旨ヲ適宜ノ箇所ヘ附記スルコト

七、許可證ニハ整理番號ヲ附シ別別ヲ容易ナラシムルコト

八、送金許可申請書ハ管分ノ閣送金ヲ必要トスル都度個別のニ提出セシムルコト但シ銀行ノ業務上必要ナル送金ニ付テハ一定ノ期間、金額ヲ限り包括的ニ許可スルコトヲ得

第二 爲替許可方針其ノ他

- 一、本令施行地外ト爲替取引ハ管分ノ閣本邦（内地、朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ヲ謂フ）トノ間ニ限ルコトトシ爪哇其ノ他諸島等ト爲替ハ管分ノ閣ニ依ル爲替ヲ行ク）及支那、滿洲等ノ爲替ハ管分ヨリ指示アル時之カ取扱ヲ爲ササルコト
- 二、本邦ヘノ送金ハ圖爲替トシ盾取算又ハ在來盾貨ヲ對價トシ

テ一對一ノ對圖換算率ヲ以テ之カ取組ヲ爲スコト  
信用狀ノ發行ハ手形振出地ヲ本邦ニ限定シタル圖貨旅行信  
用狀ニ限ルコト

三、本邦ヘノ送金及信用狀發行ノ許可方針左ノ如シ

(イ) 居留民ノ郷里送金  
申請者ノ收入、職業、家庭事情等ヨリ判斷シ不當ノ送金

ニ非スト認メラルルモノハ許可スルコト

(ロ) 會社(個人營業者ヲ含ム)ノ支店出張所ノ本社ヘノ送金  
會社ノ性質、本店トノ關係、支店出張所ノ業績等ヨリ判  
斷シ不當ノ送金ニ非スト認メラルルモノハ許可スルコト  
本社ヘノ送金ニ名ヲ藉リ資金ヲ本邦ヘ逃避セシムル虞ア  
ルモノハ許可セサルコト

(ハ) 法令又ハ契約上ノ義務履行ノ爲ノ送金  
法令又ハ契約上ノ義務履行トシテ本邦ニ於テ支拂ヲ爲ス

爲必要ナル送金ハ許可スルコト  
法令又ハ契約上ノ義務履行ニ名ヲ藉リ資本ヲ本邦ニ逃避

セシムル虞アルモノハ許可セサルコト

(ニ) 旅費、滞在費等ノ送金又ハ旅行信用狀ノ取組申請者ノ地  
位、旅行地、期間等ヨリ判斷シ不當ノ送金ニ非スト認メ  
ラルルモノハ許可スルコト旅費ニ付テハ概ネ一ヶ月千盾  
相當額以內滞在費ニ付テハ概ネ一ヶ月五百盾相當額以內  
ヲ標準トスルコト

(ホ) 其ノ他ノ送金

原則トシテ許可セサルコト

四、本邦以外ノ地ヨリ仕向ケラレタル送金爲替ノ支拂又ハ信

用狀ニ基ク手形ノ買取ハ當分ノ間許可セサルコト

五、銀行ニ對シテハ送金爲替ノ取組、支拂又ハ信用狀ノ發行  
之ニ基ク手形ノ買取ヲ爲スニ當リ該取引カ本令ノ規定ニ違

第三 通貨搬出入許可方針

一、搬出

本邦へノ送付又ハ携帶ハ當分ノ間外貨軍票ニ限ルモノトシ  
本邦通貨、外國通貨及在來盾貨ノ本邦へノ送付又ハ携帶ハ  
許可セサルコト、但シ銀行カ軍票トノ交換ニ依リ取得シタ  
ル本邦通貨ヲ本邦へ送付スル場合ハ此ノ限りニ在ラサルコ  
ト  
本邦向旅行者ノ旅費ハ二百盾相當額ヲ超ユルモノハ成ルヘ  
ク送金爲替又ハ信用狀ニ依リ之ヲ携帶セシムルコト  
（本邦向旅行者ノ携帶金ニ付テハ或程度本邦通貨ノ携帶ヲ  
認ムルコトト致度モ右ハ追而中央ト打合ノ上決定ス）  
爪哇、馬來、比島等陸軍地區へノ旅行者ハ當分ノ間旅費相  
當額ノ外貨軍票携帶ヲ許可スルコト

二、搬入

制限金額ヲ超ユル本邦通貨ノ搬入ハ爲替管理法ノ許可ヲ受  
ケタルモノニ非サル限り許可セサルコト但シ本邦出發ニ際  
シ爲替管理法ノ許可ヲ受クル邊ナカリシ等眞ニ事情已ムヲ  
得スト認メラルルモノハ此ノ限ニ在ラサルコト  
本邦以外ノ地ヨリノ本邦通貨ノ搬入ハ許可セサルコト  
將來税關手續整備ノ上ハ税關ニ於テ旅行者等ニ對スル通貨  
搬出入ノ簡易許可事務ヲ取扱フコト

海軍省  
 南方政務部  
 一月三十一日



民政府訓令第一四號

昭和十八年一月二十三日

南西方面艦隊民政府總監



部長

南西方面艦隊  
 民政部長官殿

本邦及南西方面艦隊主擔任地域間郵便爲替取扱開始ニ關スル件訓令

首題ノ件別紙「本邦及南西方面艦隊民政府主擔任區域間郵便爲替開始要領」ニ依リ三月一日ヨリ實施スベシ

寫送付先

- 海軍省南方政務部長
- 海軍省兵備局長
- 南西方面艦隊參謀長

(終)

海軍

本邦及南西方面艦隊民政府主擔任區域間郵便爲替開始要領

一 取扱業務ノ範圍

内國制度ニ依ル通常爲替及小爲替ノ二種トス

之カ法規取扱手續等ハ本邦法規、規程等ヲ準用ス但左ノ特殊取扱ハ之ヲ爲サズ

(イ) 航空郵便ニ依ル通常爲替證書ノ送達

(ロ) 電信ニ依ル振出請求書ノ誤記訂正、拂渡済通知、拂渡済否取調及拂渡停止又ハ解除

二 取扱地域

内國トセレベス、南ボルネオ、モルツカ諸島及小スンダ列島間但シ當分ノ間本府管區ニ於ケル取扱ハ内國向郵便爲替取扱郵便局所在地ニ限ル

三 金額ノ表示、受拂通貨  
 内國向郵便爲替金額ハ圓及錢ヲ以テ表示シ受拂通貨ハ軍用手票ニ限ル  
 四 金額制限  
 内國郵便爲替ニ於ケルト同額トス  
 五 送金制限  
 (イ) 本府管區振出ノモノニ付テハ一人一月二百盾相當額ニ制限ス但所轄  
 民政部ノ許可ヲ得タルトキハ前項ノ金額ヲ越エテ送金スルコトヲ得  
 (ロ) 前項但書ノ許可ハ民政部、民政支部ニ於テ之ヲ爲スモノトシ許可手  
 續及許可方針ハ昭和十一年十二月二日附民政府機密第三〇八號「送  
 金爲替等取締令ニ依ル許可申請書ノ處理手續及許可方針等」ニ準ジ  
 テ取扱フコト  
 六 振出請求ノ受付、爲替金ノ拂渡  
 (イ) 振出ノ請求受付

郵便官署ニ於テ内國向郵便爲替振出ノ請求ヲ受ケタルトキハ爲替金  
 額送金制限内ナルトキハ其ノ儘之ヲ受付ケ送金制限ヲ超過スルトキ  
 ハ民政部又ハ民政部支部ノ許可證ヲ呈示セシメ受理シ其ノ裏面ニ「  
 許可濟」ト記載シ日附印ヲ押捺スルコト  
 (ロ) 爲替金ノ拂渡  
 郵便官署ニ於テ内國振出郵便爲替拂渡ノ請求ヲ受ケタルトキハ通常  
 爲替ニ在リテハ適法ノ取扱アリタルモノトシテ拂渡ヲ爲シ小爲替ニ  
 付テハ爲替證書ノ裏面ニ「許可濟」ト記載シ且振出局日附印ノ押捺  
 シアルモノ、外之カ拂渡ヲ爲サザルコト  
 七 證書ノ有効期間  
 本郵便局爲替證書ノ有効期間ハ其ノ發行ノ日ヨリ百二十日トス  
 八 料 金  
 別表ノ通トス





一、資金ノ計理

本郵便爲替資金ハ當分ノ間左ノ方法ニ依リ一般ト區別シテ別途計理ス

(イ) 本郵便爲替資金ハ内國向爲替受入金ヲ以テ之ニ充ツ

(ロ) 郵便官署ニ於テ本爲替金ノ受拂上剩餘ヲ生シ又ハ不足ヲ告クルトキ

ハ其所在地ノ日本銀行代理店ト過剰金又ハ資金トシテ之カ受授ヲ爲

スコト

(ハ) 日本銀行代理店ハ其ノ受入レタル過剰金ハ之ヲ貯金局ニ回納シ其ノ

拂出シタル資金ハ貯金局ヨリ交付ヲ受クルコト

(ニ) 日本銀行代理店ヨリ受領スベキ資金限度額ハ一日三千圓トス

(ホ) 本手續ノ細目ハ別ニ之ヲ定ム

(終)

備考

本郵便爲替運行ニ要スル物品ハ差向逓信省ニ委託購入シ現品ハ不日到着ノ見込ニ付到着次第發送スベシ

(別表) 内國商郵便爲替料金

一、通常爲替

五十圓送	二十圓送	五十圓送	二十圓送	五十圓送	二十圓送	五十圓送	二十圓送	五十圓送	二十圓送	五十圓送	二十圓送	五十圓送	二十圓送	五十圓送	二十圓送	五十圓送	二十圓送	五十圓送	二十圓送
二	四	六	八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十
圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
送	送	送	送	送	送	送	送	送	送	送	送	送	送	送	送	送	送	送	送

二、小爲替

五十圓送	二十五圓送	五圓送
二	十	五
十	十	十
圓	圓	圓
送	送	送

海軍省

民政部附屬

事務	第二六號
局長	
事務	
局長	
事務	
局長	

昭和十八年七月五日

南西方面海軍民政部財務局長

ボルネオ  
セレベス  
ムラムラ  
民政部長官 殿

商社等現内地間勘定尻決済ニ關スル件通牒

首題ノ件ニ關シ別紙ノ通り定メラレ候條可然取計相成度

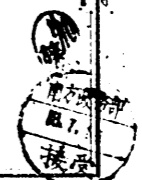
(別紙添)

寫送付先

第二南遣艦隊參謀長  
海軍省南方政務部長  
海軍省 經理局長  
各州 知事

(終)

七月五日送付



長155

別紙

一各商社等現地店ノ負擔ニ歸スベキ費用ニシテ内地ニ於テ支拂ノ必要ヲ生ジタル場合ハ内地資金ヲ以テ之ニ充テシメ現地ヨリノ送金ハ原則トシテ認メザルモノトス

内地資金ヲ内地銀行ヨリノ借入金ヲ以テ賄ハントスルトキハ現地南發支金庫ヨリ内地南發本金庫其ノ他金融機關ニ連絡ノ上金融上ノ便宜供與ニ付斡旋セシムルコトヲ得

ニ各商社等ノ現地店ニ於テハ前項ノ支拂ニ關シ現地勘定ヲ設ケテ整理シ對内地間ノ經理ヲ明確ナラシムルモノトス

三各商社等ノ現地店決算期ニ於テ利益金ヲ生ジタルトキハ民政部長官ノ許可ヲ受ケ前項ノ現地勘定決済ノ爲利益金ノ一部ヲ送金シ得ルモノトス

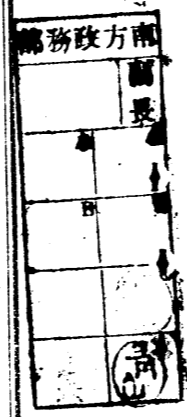
但シ右送金ニ當リテハ現地勘定決済ノ爲ノ送金額ト同額又ハ其レ

海軍

以上ヲ利益金中ヨリ現地借入金ノ返済ニ充當セシムルモノトス  
 各商社等ノ現地店ハ送金許可申請書ニ決算書及對内地勘定明細書  
 フ添付スベシ  
 四右ノ場合ヲ除クノ外利益金ハ現地自己資本ヲ充實セシムル爲メ現  
 地ヨリ内地ニ送金セシメザルモノトス

(終)

海軍



18.9.14

民政府總勞第九號ノ二

昭和十八年九月六日

南西方面海軍民政府總務局長

海軍省南方政務部長 殿

勞務者移入ニ要スル費用送金ノ件照會  
 爪哇ヨリノ民需用勞務者移入ノ爲年間勞務者最高六萬人一人當八十七盾  
 五十仙計五百二十五萬盾ノ範圍ニ於テ臺灣銀行ヲシテ爪哇向送金セシメ  
 度ニ付同銀行ヨリ別途大藏省宛右申請可致答ニ付至急之ガ許可促進方配  
 慮ヲ得度

(終)

(別紙三件添)

海軍

海軍省南方政務部長 殿

(組合體)

寫

民政府總務第九號ノ一

昭和十八年九月六日

九月七日送件

南西方面海軍民政府總務局長

第二南遣艦隊參謀長 殿

勞務者移入ニ要スル經費送金ノ件照會

曩ニ第二南遣艦隊參謀長ト治集團參謀長トノ間ニ協定相成リタル「勞務供給ニ關スル陸海軍現地細目協定」實施ノ爲海軍中央勞務協會ヲシテ民需勞務者ヲ處理セシムル方針ヲ以テ目下之ガ整備中ニ有之處右ニ要スル經費(陸軍側ヘノ交付金、海軍勞務中央協會經費、海上輸送費等)ヲ同協會スラバヤ支部ニ送金スル要有ルヲ以テ各地勞務協會ヨリノ送金ヲ臺灣銀行ヲシテ送金致サセ度ニ付治集團參謀長宛可然通知相煩度

寫送付先 海軍省南方政務部長

(終)

海軍

海軍勞務中央協會移入勞務者一人当送金額	八七盾五。仙内訳
募集及陸上輸送等陸軍側交付金	二五盾一
海軍勞務中央協會費用及勞務者滞在費	七盾五。仙
海上輸送費	一五盾
家族送金(陸軍側へ交付)	三六盾
歸還陸上輸送費	四盾
所要勞務者人員六千人 計五百二十五盾	



海軍側  
南方改修部

40/40

勞務供給ニ關スル陸海軍現地細目協定

- 治集團並ニ第二南遣艦隊間ニ於テ勞務供給ニ關シ協定スルコト左ノ如シ
- 一、海軍主擔任地域ニ對スル勞務者ノ供給ハ陸軍主擔任地域ヨリ之ヲ受クルモノトシ毎年之ヲ協定ス但シ半年毎ニ送出計畫ヲ設定スルモノトス
  - 二、送出勞務者ノ募集及ヒ乘船地迄ノ輸送ハ陸軍側ニ於テ之ヲ行ヒ所定ノ宿泊所ニ於テ海軍側ニ之ヲ引渡スモノトス
  - 三、勞務者授受後ノ輸送ハ專ラ海軍側ニ於テ之ヲ行フモノトスルモ海軍主擔任地域向陸軍側汽帆船、帆船等アルトキハ極力之ヲ利用スルモノトス
- 前項ノ外臨時勞務者ノ送出ヲ要スル場合ハ其都度之ヲ協議決定スルモノトス
- 海軍側ハ募集費其ノ他授受ニ至ル迄ノ費用トシテ勞務者一人當リ拾五盾ヲ陸軍側ニ交付スルモノトス
- 如ク之ヲ協定スルモ細目ニ關シテハ其ノ都度

協議決定スルモノトス

- (一) 男子ニシテ勞働可能ナル者
- (二) 基本賃銀初給額ハ勞務者一人ニ付日給五〇仙トシ目的地到着ノ日ヨリ之ヲ支給スルモノトス
- (三) 海軍側ハ渡航準備金トシテ勞務者一人當リ拾盾ヲ出發前陸軍側ヲ通シ本人ニ交付スルモノトス
- (四) 目的地到着後勞務者ハ海軍側ヨリ五盾ノ前貸ヲ受クルコトヲ得ルモノトス
- (五) 契約期限ハ一年トシ目的地到着ノ日ヨリ之ヲ起算スルモノトス但シ合意ニ依リ契約ヲ繼續又ハ更新スルコトヲ得
- (六) 海軍側ハ目的地ニ於テ勞務者及ビ家族ノ爲無料ニテ住宅ヲ給スルモノトス
- (七) 海軍側ハ勞務者ニ對シ無料ニテ醫療ヲ行フモノトス
- (八) 目的地到着迄ノ食費ハ海軍側ニ於テ之ヲ負擔スルモ食糧現品ノ供給ハ陸軍側ヨリ之ヲ受クルモノトス

- 五、送出スヘキ勞務者ハ原則トシテ家族同伴トス但シ家族ヲ養育スル場  
合ニ在リテハ海軍側ハ陸軍側ヲ通シ當該家族ニ對シ勞務者ノ給料中ヨ  
リ毎月三盾ヲ支給スルモノトス
- 六、海軍側ハ勞務者ノ待遇ニ關シ舊蘭印時代ノ募集條例並ニ苦力條例ノ  
趣旨ヲ尊重スルモノトス
- 七、特種技能ヲ有スル勞務者ノ供給ニ關シテハ陸軍側ト海軍側トノ間ニ  
於テ其ノ都度協議決定スルモノトス

昭和十八年七月十日

治集園參謀長 國分 新七郎  
第一南遣艦隊參謀長 松 壽 彦

寫

管官各第一〇二號 昭和十八年八月二十七日

爲 審 部 長

南方占領地域所在店舗宛（寫、東亞、調查、經理、内地各店  
業務、本店、香港）

南方占領地域ニ於ケル爲替取引制限ニ關スル件

首題ニ關シ五月十三日附大藏省ヨリ藏外爲替九〇三五號及藏外爲替

九〇三七號通牒アリタルニ付茲許別紙ノ通り移牒申上ク

一、大東亞戰爭勃發後南方ニ於テ皇軍ノ逐次占領スル處トナリタル地

域ニ於テ再開又ハ新設セラルル店舗ノ本邦並其他地域トノ爲替取

引ニ關シ大藏省ハ

昭和十七年一月二十八日附藏省總務第五五六號（香港又ハ比洋貨ニ

關スルモノ、註但香港ハ南方ニ含まレヌ）

昭和十七年五月二十七日附藏爲總務三五五六號（暹羅、パタビヤ

スラバヤ、スマタン、メナド、マツツサル、バリクパパンニ關ス

ルモノ)  
昭和十七年六月二十五日附屬條約四三一九條(アンボイナニ關スルモノ)及

昭和十七年七月八日附屬條約五一九八條(補令軍方ニ於テ新設サルル店舖全設ニ關スルモノ)

ニ依リ全然同一主旨、即「軍方占領地域所在店舖ノ本邦トノ經營取引ハ總テ現地軍票ヲ對價トスル應爲ニ限ルコトトシ、右ニ依リ難キ場合又ハ本邦以外ノ地域トノ經營取引ヲ爲ス場合ニハ該メ當局ノ承認ヲ受ケラレ度」ナル通牒ヲ發シ根本原則ヲ闡明スルニテ、四月十九日以降、同日以前流通シ居リタル軍方占領地通貨表示外貨軍票ハ之ヲ總テ軍方附屬金庫券ト見做スコトトナシタルヲ以テ同日以降ハ軍方附屬金庫券一色トナリタル次第(附屬貨ニ關シテハ次項ニ參照)

從而軍方占領地域ニハ上記同主旨ノ通牒中ニ所謂「外貨軍票」ナルモノ存在セサルコトトナリタルヲ以テ之等通牒ハ一應廢止ノコトトシ(昭和十七年一月二十八日附屬條約五五六號ハ廢止トナリ居ラサルモ右ハ香港ニ關スルモノモ含ミ居ルニ由ルモノニシテ比律賓ニ關スル限リハ廢止アリタルモノト解セラレ度キ當局談ナリ)新ニ「外貨軍票」ニ代ヘ「軍方附屬金庫券」ノ語ヲ以テ一本ノ通牒ニ纏メ五月十三日附屬條約第九〇三五號(別紙寫參照)發セラレタル次第ナリ

故ニ今回ノ通牒發令ニ不拘、右ノ點ヲ除キ、爲替取引上ノ制限ニ付キテハ何等從來ト異ルコト無キモノト御了承アリ度シ即左記通牒及承認

イ、昭和十七年八月十一日附屬條約五七七號(占領地相互間算公金取扱ノ場合ヲ承認申請免除アリタルモノ)

ロ、昭和十七年十月二十四日附屬條約七七二六號(占領地相互間軍人軍屬ニ非ル旅行者ノ送金等ノ取扱ニシテ、陸軍地區ニ



於テ發セラレタル陸政令第二號取銷規則ニ基ク場合ヲ承認申請免除アリタルモノ、海軍地區ハ適用ナシ

ハ、昭和十七年十月二十二日附承認（韓領領事ルネオ、セレベス及ブングイナ各島相互間表示簽發取引ヲ同一地域内爲奪取引トシテ承認免除アリタルモノ）

ニ、昭和十八年一月二十一日附陸外爲第一一八八號（本邦以外ノ地域同軍人軍屬持帶ニ係ル旅費取組ノ場合ヲ承認申請免除アリタルモノ）

ホ、昭和十八年二月九日附陸外爲第二八七八號（華僑送金取組ノ場合ヲ承認申請免除アリタルモノ）

ハ今回廢止サルコトトナリタル三通牒以後ニ於テ承認免除アリタルモノナルニ付今尚ノ通牒外爲第九〇三五號ニ不拘有效ナリ又之ト同様五月十三日以降ノ通牒

昭和十八年七月十三日附陸外爲第一三四三五號（本邦人ノ在支家

族同送金取組ニシテ陸軍地區ニテ發セラレタル陸政令第五號ニ基ク場合ヲ承認申請免除アリタルモノ）  
ハ有效ナルコト勿論ナリ 爲念

尙原紙通牒外爲第九〇三七號中「同年六月十一日附陸外爲第一一八八號」ハ發行ニ關シ陸令アリタルモノニ非ス從了承アリ度四月十九日附陸外爲第七三三三號通牒ニ關シテハ四月二十一日附簽發各爲四八號詳狀參照

ニ現地ニハ右半發券ノ外ニ發給貨流送シ居ルニヨリ右通貨ヲ受拂シ而爲券ノ買買ヲ爲ス場合本通牒トノ關係如何ニ關シ當局意同求メ居リタル處今疑左ノ通り説明アリタリ  
銀行カ邊爲買買ニ當リ發給券ニ非ル通貨ヲ受拂スル場合ハ一但發行自身ニ於テ兩發券ト交換（交換ハ通牒ニ崇シ居ラス）シ右發給券ヲ對價トシ買買爲シタルコトニセラレ度  
從而本通牒ハ四方關係金庫へ集中サルヘキ固持高ニ付テモ對價發給券ノモノノミニ限ルモノト了承願度シ

以上

蔵外爲第九〇參五號

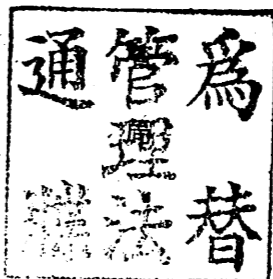
昭和十八年五月十三日



株式会社臺灣銀行

御中

大 蔵 省 外



兩方占領地域ニ於ケル爲替取引制限ニ關スル件  
本年四月十九日附蔵外爲第九〇參七三三三號ヲ以テ外貨軍票ハ總テ兩方開設  
金庫券ト看做ス旨通牒相成候ニ付兩方占領地域ト本邦トノ間ノ爲  
替取引ニ付テハ兩方開設金庫券ヲ對價トスル圓爲替ニ依ルコトトシ右  
ニ依リ難キ場合又ハ本邦以外ノ地域トノ爲替取引ヲ爲ス場合ニハ當局  
ノ承認ヲ受ケラレ度  
此段及通牒候也

蔵外爲第九〇參七號

昭和十八年五月十三日



株式会社臺灣銀行

御中

大 蔵 省 外



昭和十七年五月二十七日附蔵爲總第三五五六號同年六月十一日附蔵爲  
總第三八一八號同年六月二十五日附蔵爲總第四三一九號及同年七月八  
日附蔵爲總第五一九八號ノ通牒ノ件ハ之ヲ廢止スルコトト可致候條  
右及通牒候也

長  
官  
印  
A  
B  
C  
D  
E  
F  
G  
H  
I  
J  
K  
L  
M  
N  
O  
P  
Q  
R  
S  
T  
U  
V  
W  
X  
Y  
Z

民政府財機密第八五號

昭和十八年十一月十六日

南西方面海軍民政府財務局長

海軍省南方政務部長 殿

南方事業ノ費用等ノ本邦向送金ニ關スル件照會

南方事業ノ費用ニ屬スル材料費、物件費、人件費等ノ本邦向送金ニ付テハ「南方甲地域ニ於ケル事業ノ費用等ノ取扱ニ關スル件」ノ方針ニ基キ之ヲ認ムルコトト致度候處現地ニ於テハ當該事業者ノ内地ニ於ケル資金狀況、費用ノ性質等ニ關シ正確ナル認定ヲ爲スコト困難ナルニ付別紙ノ通一定限度以上ノ送金ニ付テハ海軍省南方政務部長ノ證明アルコトヲ要スルコトト致候條事業者ヨリ證明願出アロタルトキハ可然取計相成度

海軍

生

18.12.8

415

(別紙添)

寫送付先

第二南遣艦隊參謀長

海軍省經理局長

(終)

海軍

(別紙)

南方事業ニ屬スル本邦拂費用ノ本邦向送金ノ取扱ハ左記各號ニ依ルモノトス

一物件費及材料費ノ送金ニ付テハ州知事(民政部直轄區域ニ在リテハ民政部長官トス以下同ジ)ニ於テ送金ヲ必要トスル事情審査ノ上已ムヲ得ザルモノト認ムルトキハ送金爲替等取締令ノ規定ニ基キ許可スルモノトス 但ジ一件五萬圓相當額以上ノモノニ付テハ事業者ノ本邦ニアル本店(又ハ之ニ準ズルモノ)ニ於テ豫メ海軍省南方政務部長ノ證明ヲ受クルコトヲ要スルモノトス

二南方在勤ノ役員又ハ従業員ニ關スル俸給、賞與等ヲ本邦拂ト爲ス爲ノ送金ニ付テハ一般在留邦人ノ本邦向送金ニ關スル取扱ニ依ルモノトス 但ジ前項ノ本邦向送金ニシテ一地域ニアル事業ヨリノ送金額合計一ヶ月一萬圓相當額ヲ超ユルモノニ付テハ事業者ノ本邦ニ在ル本店(又ハ

海軍

之ニ準ズルモノ)ニ於テ豫メ海軍省南方政務部長ノ證明ヲ受クルコトヲ要スルモノトス

三本邦ニ於ケル南方事業管理費ノ送金ニ付テハ州知事ニ於テ送金ヲ必要トスル事情審査ノ上已ムヲ得ザルモノト認ムルトキハ送金爲替等取締令ノ規定ニ基キ許可スルモノトス 但シ南方各地域ニ在ル事業者ヨリノ送金額ノ合計一ヶ月一萬圓相當額ヲ超ユルモノニ付テハ事業者ノ本邦ニアル本店(又ハ之ニ準ズルモノ)ニ於テ豫メ海軍省南方政務部長ノ證明ヲ受クルコトヲ要スルモノトス

(終)

海軍

民政府財務部第八五號

昭和十八年十一月十六日

南西方面海軍民政府財務局長

海軍省南方政務部長 殿

南方事業ノ費用等ノ本邦向送金ニ關スル件照會

南方事業ノ費用ニ關スル材料費、物件費、人件費等ノ本邦向送金ニ付テハ「南方甲地域ニ於ケル事業ノ費用等ノ取扱ニ關スル件」ノ方針ニ基キ之ヲ認ムルコトト致度候處現地ニ於テハ當該事業者ノ内地ニ於ケル資金狀況、費用ノ性質等ニ關シ正確ナル認定ヲ爲スコト困難ナルニ付別紙ノ通一定限度以上ノ送金ニ付テハ海軍省南方政務部長ノ証明アルコトヲ要スルコトト致度候條事業者ヨリ証明願出アリタルトキハ可然取計相成度

(寫送付先 第二南道艦隊參謀長)

(別紙 海軍省經理局長)

(終)

海軍

(花輪)子

(花崎特) 版

(別紙)

南方畢業ユ屬スル本邦加貸用ノ本邦向送金ノ取扱ハ左記各號ニ依ルモノトス

一 物件費及材料費ノ送金ニ付テハ州知事(民政部直轄區域ニ在リテハ民政部長官トス以下同ジ)ニ於テ送金ヲ必要トスル事情審査ノ上已ムヲ待ザルモノトシムルトキハ送金爲替等取締令ノ規定ニ基キ許可スルモノトス 但シ一件五萬圓相當額以上ノモノニ付テハ畢業者ノ本邦ユアル本店(又ハ之ニ準ズルモノ)ニ於テ豫メ海軍省南方政務部長ノ證明ヲ受クルコトヲ要スルモノトス

二 兩方在動ノ役員又ハ従業員ニ歸スル俸給、賞與等ヲ本邦領ト爲ス爲ノ送金ニ付テハ一般在留邦人ノ本邦向送金ニ歸スル取扱ニ依ルモノトス 但シ前項ノ本邦向送金ニシテ一地域ニアル畢業ヨリノ送金額合計一ヶ月一萬圓相當額ヲ超ユルモノニ付テハ畢業者ノ本邦ニ在ル本店(又ハ之ニ準ズルモノ)ニ於テ豫メ海軍省南方政務部長ノ證明ヲ受クルコト

海軍

Handwritten notes in the top right corner, partially obscured by a diagonal line.

ヲ要スルモノトス  
本邦ニ於ケル兩方並業管理ノ送金ニ付テハ州知事ニ於テ送金ヲ必要  
トスル毎箇管上ノ上巳ムヲ待ザルモノト認ムルトキハ送金爲替取  
令ノ規定ニ基キ許可スルモノトス 但シ兩方各地域ニ在ル並業ヨリノ  
送金額ノ合計一ヶ月一萬圓相當額ヲ超ユルモノニ付テハ並業者ノ本邦  
ニアル本店へ又ハ之ニ準ズルモノニ於テ豫メ海軍省兩方並業部長ノ  
證明ヲ受クルコトヲ要スルモノトス

(終)

海軍

〔花崎〕版

REEL No. A-1179

南政機密第七〇九號

昭和十八年七月十九日

海軍省南方政務部長

南西方面海軍民政府總監殿

商社等現地内地間勘定尻決済ニ關スル件通牒

民政府財機密第二六號首題ノ件ハ南政機密第五五七號申進南方甲地域ニ於ケル事業ノ費用等ノ取扱ニ關スル件、軍務南機密第三五號申進南方開發金庫ニ關スル大本營政府連絡會議決定ノ趣旨ニ尻スルニ付別紙ノ趣旨ニ依リ改正ノ上報告相成度

(別紙)

(終)

(在時納)石

海軍

別紙

(在時納)石

一、第一號一項

現地店ノ負擔ニ關スベキ内地支拂(借入金ノ元利拂ヲ含ム)ノ資金ハ現地ノ營業上ノ收入金(新ナル借入金ニ依ルハ不可)ニ余裕ノ存スル限り原則トシテ敷金セシムルコト

但シ現地借入レ資本(固定資金及運轉資金トシテ經常的ニ該經營ニ保有スベキモノ)ノ合理的償還計畫ニ基ク年次割賦金ヲ優先的ニ支拂ハシムルハ差支ナシ

二、第一號二項

南發本文庫間ノ連絡ヲ止メ必要ニ依リ軍政當局ニ於テ取極メ中央當局ニ連絡ノコト

三、第三號中現地内地切半返済ノ主義ヲ固執セズ業者金繰ノ都合ヲ勘案シ許否ヲ決スルコト

四、第四號モ業者金繰上ノ都合ヲ優先的ニ考慮スルコト

海軍



陸亞普第一三四五號

昭和十七年十一月二十一日

海軍次官澤本頼雄殿

陸軍次官 木村 兵太郎

南方占領地間ノ小額交易並之カ決済ニ件ヲ爲替送金取扱ノ件通牒  
首題ノ件ニ關シ現地軍宛別紙ノ通り通牒シ置キタルニ付了承相成度

海軍

陸亞普第一三四五號

昭和十七年十一月二十一日

南方軍軍政總監黒田重徳殿

陸軍次官 木村 兵太郎

南方占領地間ノ小額交易並之カ決済ニ件ヲ爲替送金取扱ノ件通牒

南方占領地相互間ニ於ケル民間ノ小額交易ハ必要ニ應シ陸亞普第七九  
六號別冊南方地域ニ於ケル民需物資交流處理要領第一條ニ拘ラス一般  
ノ民間交易要領ニ依リ其決済ハ別紙（爲替送金取扱通牒）ニ依リ處  
理相成度

追テ本件實施ニ件ヒ占領地間ニ於ケル物價ノ差異ニ依リ交易上不適  
當ナル事態ノ生セサル如ク所要ノ措置ヲ講セラレ度爲念

海軍

南方占領地間ノ爲替送金取扱ニ關スル暫定措置ニ關スル件  
要 領

- 一、占領地間ニ爲替送金ヲ認ムル範圍ハ南方地域ニ於ケル民需物資ノ交流處理要領ニ據リ軍ノ處理スルモノヲ除ク民間ノ小額交易ノ決済並ニ交易外ノ貸借決済及資金ノ移動ニ關シ必要ナルモノニ限ルコト
- 二、占領地ノ通貨相互ノ爲替比率ハ豫算上適用スル夫々ノ日本圓ニ對スル換算率ヨリ裁定シタルモノトスルコト
- 三、占領地ニ在ル本邦ノ銀行（以下銀行ト稱ス）ヲ占領地間ノ爲替ノ取扱機關トスルコト
- 四、一般人ノ爲替取引（兩替ヲ含ム）ハ銀行ヲ相手方トスル場合ニ限ルコト
- 五、南方開發金庫ヲ爲替取引ノ調整機關トシ銀行ノ爲替尻ノ調整ニ當ラシムルコト

海軍

- 六、銀行ノ顧客トノ取引ニ因リ生シタル爲替尻ハ南方開發金庫ニ其調整ヲ求ムルコト
- 七、南方開發金庫ハ銀行以外ノ一般人ヲ相手方トスル爲替取引ヲ爲ササルモノトスルコト
- 八、占領地ニ爲替管理ヲ實施シ爲替取引ニ關スル取締ヲ爲スコト
- 九、本要領ニ依ル銀行ノ爲替取引ニ付テハ大藏省ノ事前承認ヲ要セサルコトトスルコト

措 置

- 一、占領地毎ニ交易及交易外ヲ通シテノ資金計畫ヲ樹立スルコト
- 二、爲替管理ノ實施ニ依リ資金移動ノ適正ヲ期スルコト
- 三、爲替管理ノ具体的内容ハ別ニ定ムルコト
- 四、爲替ノ表示通貨ハ被仕向地ノ通貨トシ日本圓表示ノモノハ認めサルコト

海軍

五銀行ノ爲替買手數料ニ付テハ銀行間ニ於テ協定セシメ總司令官ノ認可ヲ受ケシムルコト

六銀行ヨリ爲替取引ニ關スル報告書(月報)ヲ軍政總監部及管轄軍政監部ニ提出セシムルコト

七南方開發金庫昭南支金庫ヲ爲替取引ニ關スル中央調整機關トシ各支金庫及出張所ノ爲替勘定ハ之ヲ同支金庫ニ集中スルコト

八南方開發金庫ノ銀行ヲ相手方トスル爲替買手數料ニ付テハ銀行トノ間ニ協定セシメ總司令官ノ認可ヲ受ケシムルコト

海軍

(昭和十六年一月文書)

南方政務部長殿

南洋群島在勤海軍武官

第一課長 局員

占領地域ト南洋群島間ニ於ケル外國爲替管理法及貿易統制令ノ適用ニ關スル件通知

首題ニ關シ別紙拓商秘第八〇六號ノ通知アリタルニ付了承相成度

(別紙添)

(寫送付先)

第四根據地隊司令官  
 第五特別根據地隊司令官  
 第六根據地隊司令官  
 橫須賀鎮守府參謀長  
 南方政務部長

海軍

(昭和一六・一 及文館納)

拓商秘第八〇六號

南在機密第一四號ノ七五

昭和十七年七月三日

拓殖部長 中村 麿 祐

南洋群島在勤海軍武官 緒方 勉 殿

占領地域ト南洋群島間ニ於ケル外國爲替管理法及貿易統制令ノ適用ニ關スル件  
標記ノ件ニ關シ別紙ノ通各支廳出張所ニ通牒致シタルニ付御了知相成  
度  
(終)

海軍

REEL No. A-1179

南洋羣島管理官  
昭和十九年六月三日  
南洋事務課長 〇水



拓商秘第八〇六號

昭和十七年七月三日

殿 拓 殖 部 長

占領地域ト南洋群島間ニ於ケル外國爲替管理法及貿易統制令ノ適用ニ關スル件

占領地域ト南洋群島間ニ於ケル外國爲替管理法及貿易統制令ノ適用ニ關シテハ當分ノ間左記ニ依リ取扱ヒ萬遺漏無キヲ期セラレ度

依 命

記

- 一 占領地域ハ第三國トシテ取扱フコト
- 二 軍用品ニ關シテハ適用外トスルコト但シ軍人、軍屬其ノ他徵用船乗組員ノ自用携帶品ニ付テハ此ノ限ニ在ラザルモ現地最高指揮官ト協議ノ上特ニ弊害ヲ生ゼザル限り寛大ニ取扱フコト

海 軍

(昭和一六一 双文館納)

三田氏力十餘  
大藏人〇水

三 前號以外ノモノニ付テハ嚴重取締ヲ爲スコト但シ自用携帶品ニ付テハ特ニ弊害ヲ生ゼサル限り寛大ニ取扱フコト

(終)

海軍

(昭和一六・一 双文陸給)

REEL No. A-1179

0280

アジア歴史資料センター